

令和4年第2回国東市議会定例会 提出議案

承認 第12号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度国東市一般会計補正予算第1号）	P 1
報告 第5号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 3
報告 第6号	令和3年度国東市一般会計予算繰越計算書の報告について	P 5
報告 第7号	令和3年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について	P 7
報告 第8号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 9
報告 第9号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 10
議案 第42号	令和4年度国東市一般会計補正予算（第2号）	P 11
議案 第43号	令和4年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第1号）	P 12
議案 第44号	国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	P 13
議案 第45号	国東市体育施設条例の一部改正について	P 14
議案 第46号	業務委託契約の締結について	P 15

承認 1件

報告 5件

議案 5件

計 11件

承認第 12 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度国東市一般会計補正  
予算第 1 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分  
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和4年度国東市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月24日

国東市長 三 河 明 史

## 報告第 5 号

### 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 16 日

国東市長 三 河 明 史

### 記

#### 1. 事故の内容

令和 3 年 10 月 13 日午前 9 時 45 分頃、国東市国見町小熊毛 58 番地 2 付近の市道宮ノ前線の宮原橋を相手方が散歩中、橋の上から川を覗き込んだ際に、橋の欄干としているガードパイプが外れ、川に転落して負傷した。

#### 2. 損害賠償の額 85,175 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 10 割の金 85,175 円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。ただし、将来、後遺障害が発生した場合は、医師の診断に基づき別途協議する。

#### 4. 和解の相手方

## 報告第 6 号

### 令和 3 年度国東市一般会計予算繰越計算書の報告について

令和 3 年度国東市一般会計予算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定より報告する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和3年度

国東市 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
					国・県支出金	起債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	電算化推進事業	119,643,000	5,071,000					5,071,000
		社会保障・税番号制度システム整備事業	3,366,000	3,366,000		3,366,000			
3 民生費	2 児童福祉費	【コロナ】子育て世帯等臨時特別支援事業	311,700,000	400,000	400,000				
		【コロナ】子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金)(事務費)	13,626,000	1,495,000	1,495,000				
		【コロナ】子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金)	579,100,000	60,000,000	16,400,000	43,600,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農業用排水施設整備事業	10,749,000	10,250,000			9,600,000		650,000
		県営ほ場整備換地事業	1,378,000	680,000		679,000			1,000
		農林水産施設災害防止緊急対策事業	13,853,000	8,000,000		2,200,000	3,300,000		2,500,000
		緊急浚渫推進事業(ため池)	36,000,000	36,000,000		12,000,000	17,700,000	360,000	5,940,000
		危険ため池整備事業(ため池廃止)	31,000,000	25,000,000		20,000,000			5,000,000
	3 水産業費	漁港機能増進事業	15,000,000	15,000,000			14,200,000		800,000
7 商工費	1 商工費	【コロナ】地域消費喚起プレミアム商品券事業	80,150,000	64,150,000		51,575,000			12,575,000
		【応援】観光施設整備事業	297,649,000	38,066,000					38,066,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市単独道路新設改良事業(安岐)	133,236,000	32,878,000			32,100,000		778,000
		志和利線改良事業(交付金事業)	34,738,000	12,430,000		5,757,000	6,500,000		173,000
		武蔵川橋梁架替事業(交付金事業)	144,776,000	66,875,000		32,073,000	32,900,000		1,902,000
	3 河川費	市営(県単)急傾斜地崩壊対策事業	12,000,000	8,392,000		5,000,000	2,100,000	1,200,000	92,000
	7 住宅費	【戦略】下原団地分譲地整備事業	9,091,000	6,990,000					6,990,000
		【戦略】瀬戸田地区分譲地整備事業	63,119,000	50,923,000					50,923,000
9 消防費	1 消防費	常備消防費	50,255,000	584,000				584,000	
10 教育費	1 教育総務費	通学バス購入事業	18,848,000	15,455,000		6,820,000	7,400,000		1,235,000
	5 社会教育費	古代住居等修復事業	95,424,000	31,238,000			29,400,000		1,838,000
合計			2,074,701,000	493,243,000	18,295,000	183,070,000	155,200,000	1,560,000	135,118,000

令和4年6月9日提出  
国東市長 三河明史

報告第7号

令和3年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

令和3年度国東市下水道事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

国東市長 三河 明史

## 令和3年度 国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	国県補助金	工事負担金	損益勘定留保資金等				
1 資本的支出	1 建設改良費	処理場建設改良費 (し尿受入施設整備事業)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	設計書作成に不測の日数を要したため。	
		処理場建設改良費 (処理場設備整備事業)	52,100,000	5,500,000	46,600,000	16,000,000	23,300,000		7,300,000				
		処理場建設改良費 (処理場設備整備事業)	4,100,000		4,100,000			1,440,000		2,660,000			当初計画を前倒しして、事業促進を図るため。
合 計			56,200,000	5,500,000	50,700,000	16,000,000	24,740,000		9,960,000				

令和4年6月9日提出

国 東 市 長    三 河 明 史

報告第 8 号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

報告第9号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日提出

国東市長 三河 明史

議案第 42 号

令和 4 年度国東市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度国東市一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 43 号

令和 4 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 議案第 44 号

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例

国東市ケーブルテレビ施設条例(平成 18 年国東市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに第 10 条第 2 項中「保安器又は」を削る。

第 16 条第 3 項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「3 万 3,000 円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由 国東市ケーブルテレビ施設の光ケーブル化に伴い、同軸ケーブル方式を取る区域がなくなったことにより、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 45 号

国東市体育施設条例の一部改正について

国東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市体育施設条例の一部を改正する条例

国東市体育施設条例(平成 18 年国東市条例第 114 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 上国崎体育館の項を削る。

別表第 2 の 5 の(1)の表上国崎体育館の項を削る。

別表第 2 の 5 の(2)の表上国崎体育館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 施設の老朽化・経年劣化（昭和 43 年建設）により、国東市体育施設から、上国崎体育館を除外することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

## 議案第 46 号

### 業務委託契約の締結について

次のように業務委託契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年国東市条例第 63 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 契約の目的 おおいた消防指令センターシステム整備業務（国東市消防本部）  
委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 302,753,000円
- 4 契約の相手方 住 所 大分市東春日町 17 番 19 号  
企 業 名 日本電気株式会社大分支店  
代表者氏名 支店長 繁友 英之

提案理由 令和 6 年度から運用開始予定である、県内統一の消防指令業務に必要な機器を整備するための業務委託契約を締結する必要があるので提出する。